

## 木酢液の検討状況について

### 1 特定防除資材の検討対象とする木酢液の定義・規格等について

木酢液は、原材料や製法により品質がまちまちであり、製法によってはベンツピレン等の有害物質が含まれる可能性があることから、特定防除資材として指定の検討対象となる木酢液については、一定の定義・規格等が必要であると考えられたため、林野庁とも協議の上、以下の要件を満たす木酢液（竹酢液等の木質原料を原材料とするものを含む。以下同じ。）について、指定の可否を判断するための資料を収集している。

#### 原材料

建築資材、家具等の廃材を除く木質原料（木材、竹材、オガ粉、樹皮等）とする。

#### 製造方法

原料を炭化炉又は乾留炉により炭化する際に生じる煙を冷却して得られた液体であって次のいずれかに該当するもの

(a) 蒸留されたもの

(b) 炉の排煙口における温度が 80 ～ 150 の排煙を冷却して得られた液体を 3 ヶ月以上静置し、上層の油分と下層の沈殿部分を除く中間部分を採取して得られたもの

### 2 木酢液の安全性に係る資料の収集・試験の実施状況

木酢液の安全性に係る既存の文献資料はあるが、上記 1 の定義・規格を満たす木酢液についての資料はほとんどないことから、この木酢液を用いた安全性試験（評価指針に規定されている急性経口毒性試験、変異原性試験及び 90 日反復経口毒性試験）を実施しているところであり、水産動植物に対する安全性試験も本年度中に実施予定。

### 3 木酢液の薬効・薬害に係る資料の収集・試験の実施状況

上記 1 の定義・規格を満たす木酢液等の農薬としての効果や農作物への安全性（薬害）に関する資料はほとんどないことから、この木酢液等を用いた薬効・薬害試験を実施しているところ。

### 4 今後のスケジュール

以上に述べた木酢液の薬効や安全性に関する資料については、順調に試験が実施できれば平成 17 年度当初を目途に得られる予定である。これらの試験結果を踏まえて、必要な資料が整ったと判断された場合には、食品安全委員会において食品健康影響評価を受けた後、特定農薬合同会合等で指定の可否等について検討をお願いする予定である。